

憲法しんぶん速報版

第 130 号

2005 年 11 月 15 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

始まっている「過半数」に向けた綱引き 憲法ブックレット普及の大運動を

自民党「新憲法草案」、民主党「憲法提言」の発表により、国民投票における「過半数」獲得に向けた綱引きが具体的な形で始まりました。憲法会議が発行したブックレット『自民党「新憲法草案」は日本をどこに導くか』は、そのたたかひの武器となるものです。大きな構えでブックレット普及の大運動をおこしましょう。

5日で4500部超える注文

憲法会議発行のブックレット普及運動が11月10日に始まりました。これまでの特徴は東京憲法会議、岩手労連、新婦人などが1000部を取り寄せて大々的な普及運動を開始しただけではありません。発売前からチラシで内容を知った人がファックスなどで申し込んできおり、発売と同時に、各地のグループや個人から1部2部から数百におよぶ申し込みが相次ぎ、この間開かれた憲法学習会でも好評に求められています。14日までに4500部が普及され、事務局は増刷体制に入りました。

なお、ブックレットの内容目次や取り扱いの要領はつぎのとおりです。

【内容目次】 I、「海外で戦争する国」をめざして…ごまかしを重ねた

自民党新憲法案に 抗議！ 緊急集会

- ◇日時 11月22日 18:30~
(自民党大会開催日)
- ◇会場 星陵会館
- ◇発言 渡辺治(一橋大学教授)
国会議員、各界代表
コント やひろ劇団
- ◇参加費 500円
- ◇主催 5・3憲法集会実行委員会(憲法会議、市民連絡会等)

九条解釈」のすえに／米軍と一体となった戦争を世界のどこでも／世界中に戦争を広げようとしているアメリカ／戦争を食べ物にする大企業

II、平和・自由・人権に背を向ける自民党「新憲法草案」…軍事も経済も

「国」への貢献求める前文案／なぜ「九条二項」が焦点に？／自由や人権にも全面的な攻撃／首相の権限を強化し、国会審議はおごなりに／権限認めても財源の保障はせず一地方自治

Ⅲ、 どうして憲法とかけ離れた政治が…逆立ちした憲法の考え方―「国民の義務」が増えるのは／日本国憲法は「おしつけられた」のか／憲法の破壊と改憲こそ「おしつけ」

Ⅳ、21 生起の日本に憲法の輝きを…最終決定権をもつ国民の意思は？／「九条の会」がつくりだしたうねりを大きな波に

◇資料 主要改憲案文と日本国憲法の対照表

【体裁】 A 5判 36頁

【取り扱い】 1部 300円 (〒120)
多数取り扱いには大幅割引あり。

20日に拡大常任幹事会

憲法会議は11月20日、拡大常任幹事会を開催します。自民党、民主党が改憲構想を発表した「新たな段階」をうけて、あらためて憲法会議としての運動強化をはかることが目的です。議題は、①自民党・民主党の改憲構想の徹底検証、②学習運動の強化、共同の拡大を中心とした運動方針の確立、を中心に、各地の運動の交流もおこなうことにしています。時間は午前10時から午後4時までの予定。



創憲会議「新憲法草案」・中

☆第十二条(基本的人権の享有) ② この憲法が国民に保障する自由および権利は、国もしくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護、または他の者の自由および権利の保護のため、法律により、これを制限することができる。国民は、これらの自由および権利を濫用してはならず、不断の努力によってこれを保持しなければならない。

☆第十六条(政教分離) ③国およびその機関は、宗派的な宗教活動をしてはならない。ただし、伝統的および儀式的宗教行為は、この限りではない。

☆第十八条(政党) ①政党は、国民の政治的意思形成を主導し、国民の政治参加の基礎的な手段となる結社である。②政党の結成および活動は、憲法および法令を遵守する限りにおいて、自由である。③政党の組織は、民主的なものでなければならない。

☆第二十条(生命倫理の保護) 生命の尊厳の保持、生命および身体の安全ならびに社会秩序の維持のため、国は、生命倫理の保護に努めなければならない。

☆第三十九条(家族の保護) ②子を監護および養育することは、両親の権利であり義務である。国は、両親が子を監護および養育する責任を果たすために必要な援助を与える・

第四十条 ①(現行第二十五条一項)。③第一項の権利は、これを具体化する法律に従ってのみ、裁判所にその救済を求めることができる。